

## なら女性活躍推進倶楽部会員登録要綱

### (目的)

第1条 女性の活躍促進に向けて積極的に取り組みを推進する企業・事業所等を県がなら女性活躍推進倶楽部の会員として登録し、団体・行政等との連携により、県内に女性活躍の気運を高めるとともに、企業・事業所等における自主的な取組を促す。

### (趣旨)

第2条 なら女性活躍推進倶楽部は、女性活躍に関する課題解決のための各種セミナーや交流会等の事業を通じ、男性も女性も働きがいを感じ、いきいきと働き続けることができる職場づくりに取り組む。

### (対象)

第3条 奈良県内に本社又は事業所のある企業等を対象とする。(国および地方公共団体を除く。)

### (登録要件)

第4条 女性の活躍推進に積極的に取り組む登録会員として県が登録する企業・事業所等は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

- ① 第2条の趣旨に賛同すること。
- ② 女性の活躍推進のため取組が宣言されていること。
- ③ 関係法令(育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法、女性活躍推進法、男女雇用機会均等法)を遵守するとともに、法に適合した就業規則等を整備していること。
- ④ 暴力団または暴力団員と密接な関係を有しないこと。

### (申請方法)

第5条 登録申請をしようとする企業・事業所は、なら女性活躍推進倶楽部会員登録申請書(様式第1-1号)に会員情報確認書(様式第1-2号)及び根拠資料の写しを添付し提出するものとする。

### (会員登録の決定)

第6条 県は、提出された登録申請書を確認し、第4条の登録要件に適合すると認められるときは、なら女性活躍推進倶楽部会員として登録し、なら女性活躍推進倶楽部会員登録証書(様式第2号)を登録企業・事業所に交付する。

### (登録会員への措置)

第7条 会員登録した企業・事業所には、次のような措置を講ずることとする。

- (1) 女性活躍に積極的に取り組む企業として、県ホームページや県主催の合同企業説明会等で広報する。
- (2) 登録会員は、女性活躍に関する県主催の当倶楽部実施事業に優先的に参加することができる。
- (3) 登録会員は、オリジナルロゴマークを商品や広告、会社案内、名刺等に使用することができる。

(取組状況の報告)

第8条 登録会員は、登録後、3年を経過した日を含む年度の1月に、なら女性活躍推進倶楽部登録会員取組状況報告書(様式第3号)に登録要件を満たしていることが確認できる書類を添えて、知事に報告しなければならない。また、登録後、3年を経過した日を含む年度の1月から3年ごとに当該報告を行わなければならない。

2 知事は、前項の取組状況報告書を審査し、継続して取り組みを推進していると認められる場合は、申請者にその旨を通知する。

(変更の届出)

第9条 登録会員は、次の各号に掲げる事項に変更が生じた場合、速やかになら女性活躍推進倶楽部会員登録内容変更届出書(様式第4号)により知事に届け出なければならない。

- ①企業の名称
- ②企業の所在地
- ③女性活躍推進取組宣言

(登録の辞退)

第10条 登録会員は、登録要件を満たさなくなったとき又は登録を辞退しようとするときは、速やかになら女性活躍推進倶楽部会員登録辞退届出書(様式第5号)に登録証書を添えて知事に届け出なければならない。

(登録の取消)

第11条 知事は、登録会員が登録要件を満たさないことが明らかになったとき、法令に違反したとき、その他登録会員として適当でなくなったと認めるときは、当該登録を取り消すことができる。

2 登録を取り消された企業は、速やかに登録証書を知事に返納するものとする。

(所掌)

第12条 この要綱に関する事務は、奈良県文化・教育・くらし創造部こども・女性局女性活躍推進課において所掌する。

(その他)

第13条 この要綱の実施に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成29年11月7日から施行する。

この要綱は、平成30年1月16日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、平成30年10月16日から施行する。

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。